

4 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性

それぞれの日常生活の場において、人権感覚を身に付けることができるよう取り組みます。

家庭



学校等



地域



事業所



5 市職員等への教育・啓発

すべての職員が自らの職務にとどまらず、自身の生活などすべての場面において人権に配慮する姿勢を常とし、そのことから豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点に立って自らの職務に取り組むことができるよう教育・啓発を行います。

6 本指針の総合的・効果的な推進

(1) 事業計画の策定と評価

人権教育・人権啓発に関する具体的な施策については、進行管理調書を作成し、各施策に対する目標を定め、進行管理と事業評価を行うことにより、次年度の事業計画を策定します。

また、事業評価の基準や方法については「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」にて検討します。

進行管理調書
はこちら↓



(2) 推進体制の充実

市長を本部長とする「芦屋市人権教育・人権啓発推進本部」において、人権教育・啓発の総合的・計画的推進を図るための総合調整を行い、各部署においては、本指針に掲げた人権課題の方向性に沿って施策を進めていきます。近年、人権課題は多様化・複雑化・巧妙化していることから、県や他市等との連絡調整や庁内外での人権教育・人権啓発に係る情報共有を図るとともに、相互の連携を強化します。

(3) 市民・職員意識調査の実施

定期的に「人権に関する市民意識調査」、「人権に関する職員意識調査」を実施し、市民や職員が人権課題に対してどのような認識を持っているのかを把握し、施策の推進や指針の改定の際の参考とします。

(4) 指針の期間と見直し

この総合指針の期間を、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の5年間とします。なお、人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化に対応して、必要に応じて内容を見直すものとします。



令和8(2026)年3月
発行 芦屋市市民生活部市民室 人権・男女共生課
〒659-0064 芦屋市精道町8番20号
電話(0797)-38-2055 FAX(0797)-38-2175
ホームページ <https://www.city.ashiya.lg.jp/>

指針本編は
こちら↓



第5次芦屋市 人権教育・人権啓発に関する 総合推進指針

概要版



令和8年3月 芦屋市

人権とは

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

一人ひとりが人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するに当たっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められます。



1 策定にあたって

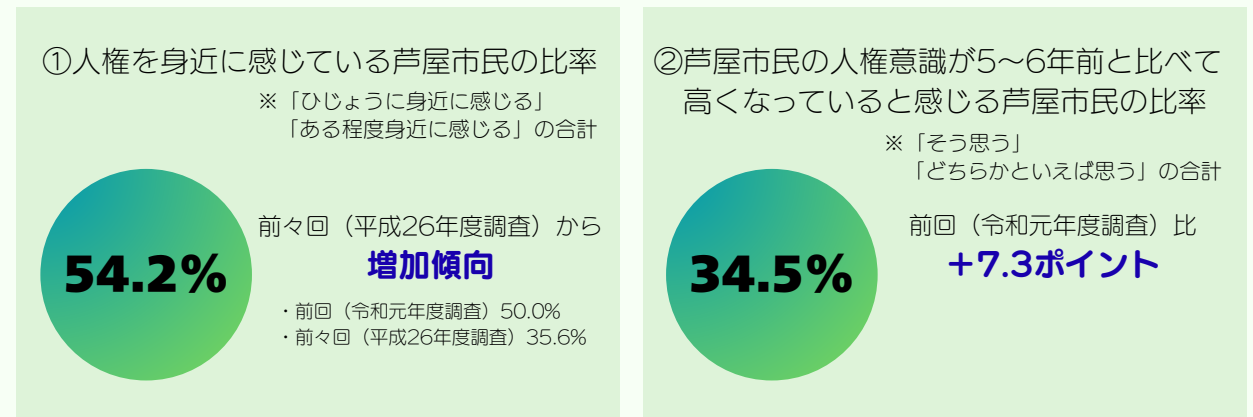
● 策定の趣旨と目的

本市では、「第5次総合計画」（令和3（2021）年度）をはじめ、各種計画と整合性を図りながら、「第4次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に沿って進めた施策に対する検証結果及び令和6（2024）年度に実施した人権に関する市民・職員意識調査結果を踏まえ、市民一人ひとりが人権を尊重し、自己の人権を守り、他者の人権にも十分に配慮した行動が取れるようになることを目的として、「第5次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定しました。

● 国際社会と日本における取組

国際社会においては、「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連において採択され、人や国の不平等などの課題解決や平和的社会的実現を目指しています。また、国際的な潮流として、「ビジネスと人権」に関する要請が高まっています。一方、日本においては、インターネット上の誹謗中傷など違法・有害情報の被害が深刻化しているため、令和7（2025）年に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が施行されました。

● 芦屋市の現状 ※令和6年度「芦屋市人権に関する市民意識調査報告書」より抜粋



2 人権教育・人権啓発のための基本的な方向性

次の3つのポイントを基本として、人権教育・人権啓発を進めていきます。

(1) 人権教育・啓発の充実

※一部抜粋

- 学校教育や社会教育を通して、乳幼児から高齢者まで発達段階に応じた人権教育・人権啓発を推進し、すべての人々の人権尊重の精神を育てます。
- 自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識を育てます。
- 日常生活や社会生活において、人権尊重の文化が行動に結びついていくように、家庭や地域、職場など様々な場での教育、啓発を進めます。

(2) 相談・支援体制の確立

- 人権問題について市民が容易に相談できるよう、相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知を図ります。
- 相談内容の多様化に対応するため、関係機関や人権擁護委員と連携するとともに、相談に携わる職員の対応力の向上を図ります。

(3) 市民や関係機関等との連携強化

- 人権に関わる機関・団体や人権擁護委員などと情報共有や連携強化を図り、人権教育・人権啓発に取り組みます。
- 「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」や個別の人権課題に関わる審議会等の意見や助言を人権教育・人権啓発施策に反映します。
- NPOやNGO、ボランティア団体をはじめ、市民が自発的に展開する人権尊重のための活動を行政が支援・協力し、人権尊重の理念の全市的な広がりを進めます。

具体的な事業内容は
こちら↓



3 主な人権課題の現状と方向性

多様な人権課題について取組を進めていきます。

情報化などに伴う人権侵害

高齢者の人権

外国にルーツをもつ人の人権

ハンセン病患者・元患者及び家族の人権

女性の人権

障がいのある人の人権

性的マイノリティの人権

犯罪被害者などの人権

こどもの人権

同和問題（部落差別）

感染症患者などの人権

刑を終えて出所した人などの人権

このほか、ひとり親家庭等に関する問題／北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権／アイヌの人々の人権／労働者等の人権／ハラスメントによる人権侵害／ゲノム情報（遺伝情報）に関する差別や偏見といった、さまざまな人権課題があります。